

家庭用調理・温水・暖房契約

(選択約款)

平成21年11月18日届出

平成21年12月 1日実施

水島瓦斯株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 契約期間	2
7. 使用量の算定	3
8. 料 金	3
9. 単位料金の調整	3
10. 設置確認	5
11. そ の 他	5
付 則	
1. 本選択約款の実施期日	6
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	6
(別 表)	
1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法	8
2. 適用区分	9
3. 料 金 表	9

家庭用調理・温水・暖房契約

1. 目的

この選択約款は、家庭用の調理・温水分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定に基づき、中国経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、中国経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものといたします。

3. 用語の定義

- (1) 「調理機器」… エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。
- (2) 「温水機器」… エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」… エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (5) 「併用住宅」… 店舗・作業所・事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「暖房期」… 12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいい、「暖房期を除く期間」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月間をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、そ

の計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(8)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。

(9)「単位料金」… 9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

専用住宅又は併用住宅の住居部分で暖房機器を使用し、併せて調理機器、風呂・給湯に温水機器を使用している需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

(2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

(3) 当社は、この選択約款に基づいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約、又は一般ガス供給約款への変更をされたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又は一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般ガス供給約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- (2) 一般ガス供給約款に定める契約又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

8. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、料金の算定期間の末日が暖房期に属する場合には、別表の料金表を適用（料金表の基本料金、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）し、料金算定期間の末日が暖房期を除く期間に属する場合には、一般ガス供給約款によります。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が、(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたしま

す。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（3）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

38,640円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が61,820円以上となった場合は、61,820円といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9919 \\ + \text{トン当たりブタン平均価格} \times 0.0087$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社に揭示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100

円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

10. 設置確認

(1) 当社は4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又は速やかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 調理機器、温水機器、暖房機器を取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成21年12月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、平成21年11月30日まで家庭用調理・温水・暖房契約（以下、「旧選択約款」といいます。）を締結されているお客さまで、平成21年12月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においてもその契約期間を適用いたします。

(2) 平成21年12月1日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定いたします。

(算 式)

早収料金 = 旧選択約款適用期間の早収料金（税込） + 本選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金（税込）（小数点以下の端数切り捨て）
= 旧選択約款適用期間の早収料金（税抜） × (1 + 消費税率)

旧選択約款適用期間の早収料金（税抜）（小数点以下の端数切り捨て）
= 旧選択約款の基本料金（税抜） × D_1 / D + 旧選択約款9の規定により平成21年7月から同9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金（税抜） × V_1

本選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）
= 本選択約款の基本料金 × D_2 / D + 本選択約款の基準単位料金 × V_2

(備 考)

D = 料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める22（6）の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式の D を30とする。）

D_1 = D のうち平成21年11月30日までの期間に属する日数

D_2 = D のうち平成21年12月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧選択約款適用期間の使用量

= $V - V_2$

V_2 = 本選択約款適用期間の使用量

$$= V \times D_2 / D \text{ (小数点第 1 位以下の端数切り捨て)}$$

適用料金表は、旧選択約款の料金、本選択約款の料金とも、使用量 V が別表の 2 の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

(別 表)

1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に

に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)

= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 適用区分

料金表 A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が10立方メートルをこえ25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が25立方メートルをこえ50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が50立方メートルをこえる場合に適用いたします。

3. 料金表

(1) 料金表 A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	882.00円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	218.88円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表 B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,004.11 円
---------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	206.67 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,999.83 円
---------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	166.84 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表 D (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6,183.45 円
---------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	83.16 円
-------------	---------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに 9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。